

郡山市SNS動画制作業務委託仕様書

1 業務名

郡山市SNS動画制作業務委託

2 業務目的

本市の取り組みや地域資源、人などから本市の魅力や特徴を紹介する映像を制作し、市公式YouTube等で映像を配信する。本動画の視聴を通じ、市外県外の方が郡山を知るきっかけとなり、市民が自分の住むまちへの愛着を深め、誇りや関心を持つきっかけとなることを目的とする。

3 業務内容

映像制作に関わる全ての業務（映像の企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA（ナレーション、テロップ、BGM等を含む。）、マスター作成、YouTubeデータ作成、DVD製作等）とする。

4 履行期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

5 制作条件

（1）全体

ア 受注者は、市と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を市に納品する。

イ 受注者は、市と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ業務実施計画書（工程表）を市に提出する。

（2）撮影

ア 撮影する場合はハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影する。

イ 取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う（担当業務の兼務は可）。

ウ 聴覚障がい者への情報保障のため、手話通訳を付けること。手話通訳者は協議の上、市又は受注者が手配し、受注者が撮影を行い、映像に入れて動画を完成させること。

（3）編集

編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写、又は立会いにより市の承諾を受けること。

（4）その他

ア 受注者は、撮影した映像データのほかに、自社で市内の映像・画像素材がある場合は使用できるものとする。

イ 受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。以下同じ。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。

ウ 受注者が、その作業過程において必要とする写真・映像等関係資料について市からの貸与を希望する場合は、市と別途協議すること。

エ 生成AIの活用について、以下の事項に留意すること。

（1）肖像権・パブリシティ権の懸念を解消し、利用に当たっては同意の範囲外利用や誤認・名誉毀損・不適切文脈での利用などがないように注意すること。

（2）台本、写真・動画、ロゴ、地図、過去広報物、音声等をプロンプトや参照に使う場合は、許諾済・適法ライセンス・保護期間満了など権利上の懸念の無いものとする。

(3) 受注者において生成物（編集・加工後を含む）が既存著作物と同一・類似になっていないか、Web検索・類似性チェック等で確認すること。また、その確認結果について報告をすること。

(4) 上記のほか、「コンテンツ制作のための生成AI利活用ガイドブック」（経済産業省、2024年7月5日公表）を参考とした所要の措置を講ずることとし、疑義が生じた場合は市と協議し、必要に応じて助言を求めること。

オ 本業務で制作した映像の完成作品及び映像素材データの著作権等は、市に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像は、市公式YouTubeへの掲載などの二次利用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。市公式YouTubeでは、最短でも令和10年3月31日まで使用することを想定している。

6 受注者の選定方法

より優れた成果品を得るために公募型企画コンペ方式を採用する。

7 企画提案

(1) 動画の制作

業務目的を踏まえ、市外県外の方や市民など、誰が見ても郡山市の魅力や特徴を広く知ることができる内容としたい。また、制作動画は市が実施するPRイベントや、成人式、セミナーなどでの活用を想定しており、幅広いシーンで活用できる構成・内容とすること。

内容は、本市のプロモーションビデオとして、次の「ア テーマ」について制作すること。

中学生が見ても容易に理解できるレベルとし、単調な説明口調や間延びした演出等は控え、視聴者が最後まで飽きずに見られるものを目指すこと。

ア テーマ

(ア) 「郡山を知る-city編-」(案)

郡山市の地域資源や特徴(交通の利便性、子育てしやすいまちなど市の強みなど)、魅力(伝統文化、食、風土 など)を分かりやすく紹介

(参考：市ウェブサイト)<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/profile/>

イ 動画の本数及び時間

(ア) 原則横動画で1本以上とする。

(イ) 1本当たりの放映時間は自由とする。3分程度のものを1本制作など、企画内容に適した長さ・本数とすること。

(ウ) 30秒を超える動画を作る場合は、作った動画について、30秒を上限とした概要版動画(本編が見たくなる構成のティザー動画)を作成すること。

ウ 想定している企画要素

以下は企画要素の一例であり、企画意図に適した表現方法で独自の提案をすること。

(ア) 市内で撮影した映像や写真を交えた紹介映像

(イ) ナレーターなどを起用した映像

(ウ) 市職員、市民へのインタビュー など

エ 起用する人物等

起用を予定している出演者については、企画提案時において可能な限り出演内諾を得ていること。また、タレント等有名人を起用する場合は、その人物の公式SNSアカウント等に本動画視聴を誘導するためのURLを掲載するなどして波及効果を高めること。

オ 規格・仕様

(ア) 形式：ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG制作

(イ) 言語：日本語版のみ

カ 動画の制作期限

令和9年1月末までを想定（動画は令和9年2月から公開予定）

(2) その他

提案上限金額の範囲内で独自の提案（YouTube広告配信や、サイネージなどでの映像放映など）を実施することができる。広告等を実施した際は実施報告書を提出すること。また、受注者は、本業務を実施する上で、追加となる業務等が必要な場合には提案すること。なお、この場合において追加提案及び業務に係る費用は受注者の負担とする。

8 成果品

(1) 動画制作

制作した以下動画コンテンツを収めたDVD ※本市で複製ができるDVDとする。

ア YouTube掲載用動画（MP4形式） 1式

イ YouTube掲載用のサムネイル画像 1点

ウ 動画制作時に撮影した素材データ（白データ） 1式

9 その他

(1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、市にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。業務責任者は、業務における一切の事項を処理するものとする。

また、業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

(2) 市に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中でも契約を解除できるものとする。

(3) 受注者は、市の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。

(4) 委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに修正等対応するものとする。

(5) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、この限りでない。

(7) 受注者は、常に業務現場の状況把握や設備等の点検に努めるとともに、業務従事者へ必要な安全教育を行い、事故防止に万全を期さなければならない。業務の実施に際し事故等が発生した場合には、受注者は、現場の状況把握を行い、事故等の状況について速やかに監督員に報告しなければならない。この場合において、被害拡大防止のためやむを得ない事情があると認められるときは、臨機に安全対策等の必要な措置を行わなければならない。

(8) 本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。